

日本学術会議会員候補者6名に対する任命拒否
につき具体的理由の開示を求める会長声明

菅義偉内閣総理大臣は、2020年10月1日から任期が始まる日本学術会議（以下、「会議」という。）の会員について、具体的な理由を示すことなく、会議からの105名の推薦のうち6名を任命から除外した（以下、「本件任命拒否」という。）。1983年の日本学術会議法（以下、「法」という。）改正により会議側が候補者を推薦する方式が採られるようになって以来、会議側の推薦した候補者について内閣総理大臣が任命を行わないのは初めてのことである。

本件任命拒否の対象となった6名の候補者らは、内閣府に対して、本件任命拒否の理由の開示を求めて情報開示請求を行ったが、これに対してはいずれも不開示決定が出されており、結局、本件任命拒否の具体的理由は明らかになっていない。

会議に対しては、職務の独立性が保障されている（法第3条）。これは、戦前の天皇機関説事件のように、学問研究が国家権力によって侵害されてきた歴史的事実に対する反省から、国家権力からの学問の独立性を担保しようとした学問の自由（憲法23条）の理念の実践にほかならない。

職務の独立性を確保するためには、当然の前提として人事の独立性が確保されていなければならない。ゆえに、政府は、会議の人事について実質的な介入権限を有さず、会員候補者に対する内閣総理大臣の任命権（法7条2項）はあくまでも形式的任命権にすぎないものと、本件任命拒否以前は答弁してきた。そうである以上、内閣総理大臣は、会議が推薦した候補者について、特別の合理的理由がない限り任命を拒否することはできないと解されるのであるから、政府は本件任命拒否の具体的理由を明らかにしなければならない。

それにもかかわらず、本件任命拒否について、菅義偉内閣総理大臣は、「総合的、俯瞰的活動を確保する観点」からである旨の答弁に終始し、今日まで、具体的理由を示さない。また、上記情報公開請求においても不開示決定により具体的理由は明らかにならなかった。

本件任命拒否の対象となった6名の候補者は、安保法制や共謀罪創設といった政府の重要政策に批判的意見を表明してきた者らであり、政府批判をしたことが任命拒否の真の理由ではないかという懸念が当初から生じている。このような懸念が示される状況自体、政府に批判的な研究活動に対し萎縮効果をもたらすものであり、具体的理由を示さない政府の一連の姿勢により、その懸念は深刻さを増している。これはまさに憲法23条が保障する学問の自由に対する深刻な脅威というほかない。

以上より、当会は、内閣総理大臣に対し、日本学術会議会員候補者6名に対する本件任命拒否につき、その具体的理由を明らかにするよう求めるものである。

2021年（令和3年）8月6日

高知弁護士会

会長 中橋 紅美